三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市北方二九二三、二九二四の二、三四六三の一、三四六三の二・三四八三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五七九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内一六六三、一六六六、千代一七八一の一八七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
南信濃八重河内一六六六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内一六六七、一八二一・一八二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大休七二六四の三、七二六四の一六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月二日

経済産業大臣　海江田万里

学校の名称	学部・学科名	備考
新潟市立高志高等学校	電気科　全日制	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする
茨城県立勝田工業高等学校	電気科　全日制	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第五百七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十三年六月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録年月日　平成二十三年五月十八日
二　登録番号　（一）第〇一七号
三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社Ｋｅｎビジネススクール
四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目十二番七号ストーク新宿一階
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目十二番七号ストーク新宿一階
六　法人である場合の代表者の氏名　田中　淳

○国土交通省告示第五百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十六年七月三十日から平成三十年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県福津市字葉下田、字恵下ノ下、字日蒔、字草場、字割畑の各全部、字松ヶ本、字根木町、字才崎、字田中、字四角、字二尾塚、字中ノ丁、字香葉、字道正、字尾高崎、字屋根ノ丁、字香雫、字勝負坂、字大坪、字四郎丸、字貴舟、字堂ノ裏、字長裏、字大裏、字原、字糸ヶ裏、字竹尾、字朝ヶ谷の各一部、上西郷字タカミ、字タナカ、字ジョウの各全部、字ニホンスギ、字ワキ、字ミギワ、字リウズ、字マネキ、字ニシサキ、字ヲベタ、字ヒウチイシ、字アカサカの各一部、福間駅東一丁目の一部
四　土地区画整理事業の名称　福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県古賀市舞の里二丁目八番六号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年七月三十日
七　事業施行期間の変更　平成十六年七月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
八　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　告示日と同日

○国土交通省告示第五百八十号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

平成二十三年六月二日

国土交通大臣　大畠　章宏